

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年7月6日(2017.7.6)

【公開番号】特開2017-16135(P2017-16135A)

【公開日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2016-148986(P2016-148986)

【国際特許分類】

G 09 B 29/00 (2006.01)

G 01 C 21/32 (2006.01)

G 06 F 17/30 (2006.01)

【F I】

G 09 B 29/00 Z

G 01 C 21/32

G 06 F 17/30 1 7 0 C

G 06 F 17/30 2 4 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月15日(2017.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

地図訂正データを配信する方法であって、

サーバにおいて、複数の遠隔のポータブルナビゲーション装置からユーザにより生成された地図訂正データを受信するステップと、

前記サーバにおいて、受信された地図訂正データを収集し、前記収集された地図訂正データを、少なくとも、各受信された地図訂正データの情報源である前記ユーザによるコミュニティカテゴリ選択に基づいて、複数のコミュニティカテゴリへ分類するステップと、各コミュニティカテゴリは、それぞれのコミュニティ内のユーザに適用可能な地図訂正データを備えており、前記複数のコミュニティカテゴリは移動手段のカテゴリを含み、

前記サーバにおいて、少なくとも1つの遠隔のポータブルナビゲーション装置からコミュニティカテゴリの選択を受信するステップと、

前記サーバにおいて、前記選択されたコミュニティカテゴリに属する地図訂正データを前記少なくとも1つのポータブルナビゲーション装置へ無線データ接続を介して配信するステップと、

領域の地図データに関する新しい地図の公開を複数の遠隔のポータブルナビゲーション装置へ送信するステップと、を有し、前記新しい地図の公開は、前記地図訂正データに関する前記領域が前記新しい地図の公開において変化している場合に、少なくとも1つのポータブルナビゲーション装置において前記領域の地図訂正データを自動的に除去させる方法。

【請求項2】

前記受信された地図訂正データを収集するステップは、受信した地図訂正データを、少なくとも各受信された地図訂正データの情報源であるユーザの信頼性に基づいて解析および収集し、一つ以上の有効な地図訂正データを得ることを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記選択されたコミュニティカテゴリに属する前記地図訂正データを前記ポータブルナビゲーション装置に格納するステップを更に含む請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記地図訂正データは地図データから独立して前記ポータブルナビゲーション装置に格納される請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記収集された地図訂正データは、更に、少なくとも各受信された地図訂正データの情報源であるユーザに基づいて、承認されたカテゴリ、信頼ユーザカテゴリ、複数ユーザカテゴリ及び単独ユーザカテゴリのうち少なくとも1つへ分類される請求項1から4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

地図訂正データを配信するサーバシステムであって、複数の遠隔のポータブルナビゲーション装置からユーザにより生成された地図訂正データを受信する手段と、

前記受信された地図訂正データを収集し、前記収集された地図訂正データを、少なくとも、各受信された地図訂正データの情報源である前記ユーザによるコミュニティカテゴリ選択に基づいて、複数のコミュニティカテゴリへ分類する手段と、各コミュニティカテゴリは、それぞれのコミュニティ内のユーザに適用可能な地図訂正データを備え、前記複数のコミュニティカテゴリは移動手段のカテゴリを含み、

少なくとも1つの遠隔のポータブルナビゲーション装置からコミュニティカテゴリの選択を受信する手段と、

前記選択されたコミュニティカテゴリに属する地図訂正データを前記少なくとも1つのポータブルナビゲーション装置へ無線データ接続を介して配信する手段と、

領域の地図データに関連する新しい地図の公開を前記複数の遠隔のポータブルナビゲーション装置へ送信する手段と、を備え、前記新しい地図の公開は、前記地図訂正データに関連する前記領域が前記新しい地図の公開において変化している場合に、少なくとも1つのポータブルナビゲーション装置において前記領域の地図訂正データを自動的に除去させるサーバシステム。

【請求項7】

前記受信された地図訂正データを収集する手段は、受信した地図訂正データを、少なくとも各受信された地図訂正データの情報源であるユーザの信頼性に基づいて解析および収集し、一つ以上の有効な地図訂正データを得る手段を含む、請求項6に記載のサーバシステム。

【請求項8】

前記選択されたコミュニティカテゴリに属する前記地図訂正データを前記ポータブルナビゲーション装置に格納する手段を更に具備する請求項6または7に記載のサーバシステム。

【請求項9】

前記地図訂正データは地図データから独立して前記ポータブルナビゲーション装置に格納される請求項8に記載のサーバシステム。

【請求項10】

受信された地図訂正データを収集し、収集された地図訂正データをカテゴリへ分類する前記手段は、前記収集された地図訂正データを、更に、少なくとも各受信された地図訂正データの情報源であるユーザに基づいて、承認されたカテゴリ、信頼ユーザカテゴリ、複数ユーザカテゴリ及び単独ユーザカテゴリのうち少なくとも1つへ分類する請求項6から9のいずれか1項に記載のサーバシステム。